

官廳公示連絡事項

幼稚園の設置基準について

幼稚園の設置基準については、さきに文部省内に委員会を設けて研究を続けてきましたが、別紙(一)のように委員会から答申を受けましたので、この答申をより地方の実情に即さしめるため、別紙(二)のように全国都道府県教育委員会・都道府県知事・五大市教育委員会及び附属幼稚園を置く国立大学長あて意見を求めました。

別紙(1)

幼稚園の設置基準案の答申に際して
さきに、われわれは幼稚園設置基準作成準備委員会を依頼されましてから、慎重に審議を重ねてまいりましたところ、この程、別紙のような答申案を得ることが出来ましたので、ここに答申いたします。
なお、答申に際しまして、審議の要点を略記し、今後の幼稚園教育の発展のために、委員一同よりの要望を申し添えたいと存じます。

本答申案の審議に当つて、最も苦心いたしました点は、現在まで何等公的の援助もなく苦心經營されつゝも、教育的には、なお甚しく立遅れの状態にあるといわねばならぬ幼稚園教育の振興のために、幼稚園施設の水準を出来るだけ引上げて幼児教育の理想に近づくこ

とを目標とすると共に、一方においては、水準引上げのため、現に存する幼稚園の存立をあやうくしたり、今後の普及をさまたげたりする結果にならないよう、理想と現実をどのように調和させるかということでありました。

したがつて、この答申案は、単に理想の基準を示したものではなく、今後数年の間に一般幼稚園が到達すべき水準を示したものというべきものなります。

しかしながら、ひるがえつて今日の幼稚園の実状を見ますならば、数年のうちにこうした水準に到達することは、公私立幼稚園共に必ずしも容易なことではないと思われます。なかんずく園地、園舎の整備と有資格の幼稚園教諭の補充とは最も重要な問題ですので、前者に関しては国としても助成の道を開くこと、後者に関しては教員養成を行なう国立大学に幼稚園教諭の養成のために充実したコースを設置することにつき、文部省当局の格段の御配慮を望むものであります。

幼稚園の重要性につきましては、いまさら申上げる要はないとして、児童教育の重要性につきましては、いまさら申上げる要はないと言えますが、将来これが義務制となり、あまねく教育の恩澤が及ぶようになることを期し、御尽力いただくことを委員一同衷心より願うものであります。

昭和二十七年二月八日

幼稚園設置基準作成準備委員会

委員長 三木 安正

文部省初等中等教育局長

田中義男殿

幼稚園の設置基準に盛るべき事項

(教育課程)

幼稚園の教育課程は、保育要領の基準による。

(保育日時数)

- 1、幼稚園の保育日数は、毎学年二百日を基準とする。
- 2、一日の保育時間数は、四時間を標準とする。

(一組の幼児数)

幼稚園の同時に保育を行なう一組の幼児数は、三十人以下を標準とし、特別の事由があるときは、この数をこえることができる。但し、四十人をこえることはできない。

(一組の編制)

幼稚園の同時に保育を行なう一組は、同じ年令の幼児で編制することを基準とする。但し、特別の事由があるときは、異なる年令の幼児で編制することができる。

(専任教諭の数)

- 1、幼稚園の専任教諭の数は、一組ことに一人とする。但し、四組をこえる場合は、四組ことにさらに一人を増すものとする。
- 2、専任教諭を置かない幼稚園にあつては、組数のいかんにかかわらず、一人を増すものとする。

(教諭と助教諭の割合)

特別の事由があるときは、前条の教諭はその三分の一以内の範囲で、助教諭をもつてこれに代えることができる。

(養護教諭と事務職員)

幼稚園には、養護教諭と事務職員とを置くものとする。但し、特別の事由があるときは、これを置かないことができる。

(幼稚園醫と幼稚園歯科醫)

幼稚園には、幼稚園醫と幼稚園歯科医とを置くものとする。

(園地園舎の一般的制限)

1、幼稚園の位置は、道徳上、保健衛生上の害がなく、教育上適切な環境でなければならない。なお幼児の通園における交通上の安全も考慮されなければならない。

2、園舎の敷地と運動場とは、一園の土地にあることを原則とする。

3、園舎は、平家建を原則とし、構造上堅ろうで、保健衛生上および管理上適切なものでなければならない。

4、園舎の他の施設設備、教具等は、幼児のために安全で、かつ美的であることが望ましい。

5、幼稚園には、必要な給排水設備を備えなければならない。

6、飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならぬ。

7、幼稚園には、防火および消火に必要な設備を備えなければならない。

8、次条の最低面積を確保しなければならない。

なお、次条の適正面積を確保することが望ましい。

(園地・園舎・屋外運動場の面積)

- 1、幼稚園の園地、園舎、屋外運動場の面積は、幼児一人につき、次の表の最低面積を確保しなければならない。
2、幼稚園の園地・園舎・屋外運動場の面積は、その定員のいかんにかかわらず、次の表の最低制限面積を下つてはならない。

区分	幼兒一人当たり面積			最低制限
	最高	適正	最低	
園地	二・五坪	三・五坪	一・二坪	
屋外運動場	〇・九坪	一・三坪	一・四坪	五〇〇坪

(備えなければならない施設設備)

1、幼稚園には、左の施設設備を備え、かつ、その施設設備は常に改善されなければならない。

一、保育室、遊戯室

二、衛生室

三、職員室

四、便所、手洗場、水呑場

2、保育室および遊戯室、衛生室および職員室は、それぞれ兼ねることができる。

3、保育室の数は、その組数を下つてはならない。

4、便器の数は、幼児二〇人について大便器および小便器各一個の割合とする。

5、手洗用設備と水呑設備とは、これを区別しなければならない、

(備えなければならない教具等)

幼稚園には、左の教具等を備えなければならない。

一、机、腰掛、墨板、戸棚等

二、ピアノまたはオルガン、簡易楽器、蓄音機、ラジオ等

三、積木、玩具、すべり台、ブランコ、砂場等

四、紙芝居、人形芝居等

五、絵本、童話、その他の参考図書

文部省初等中等教育局長
田 中 義 男

文初第一〇八号
別紙 (2)
各都道府県教育委員会
五大市教育委員会
昭和二七年二月一二日

七、保健衛生用具等
(備えることが望ましい施設設備等)

幼稚園には、左の施設設備等を備えることが望ましい。

一、給食施設

二、映写設備

三、図書室

四、飼育栽培設備

五、水遊び場

六、足洗場

七、身体を洗う設備

(その他)

1、この基準適用の際、現に存する幼稚園で、その園舎、屋外運動場等を他の施設と共に用する場合、教育上支障があると認めるときは、これに区劃を施さなければならない。

2、この基準適用の際、現に存する幼稚園は、この基準施行後三年間これによらないことができる。

幼稚園の設置基準について（依頼）

このことについて、かねて本省内に協議会を設けて研究中のところ設置基準としてとりあげるに適当な事項およびその内容について、別紙のように一応まとまりましたが幼稚園教育の普及とその教育水準の確保という立場から、一層適切なものといたしたいと思いましてので、別紙要領によつて、貴管下関係者の御意見を伺いたく、ここに依頼いたします。

文初初 第一〇八号

昭和二七年一月一一日

附属幼稚園を置く国立大学長殿

文部省初等教育局長

田 中 義 男

幼稚園の設置基準について（依頼）

このことについて、別紙写の通り教育委員会及び都道府県知事に依頼いたしましたが、貴附屬幼稚園につきましても、別紙要領に準じて、御意見をうかがいたくここに依頼いたします。

幼稚園の設置基準調査要領

1、この調査は、幼稚園の設置基準をより一層適切なものとするため、このたび一応まとまつた設置基準に盛るべき事項や内容を全国各方面に配布して、その意見を聞くことをとするものである。
2、調査方法は、各都道府県において自由とするが、少くとも次の代表者の意見をきくものとする。

- (1) 幼稚園の設置認可権者
- (2) 幼稚園教育指導者

(3) 設置者

(4) 幼稚園長及び教諭

3、報告様式は別紙様式による

4、意見は、設置認可権者、教育指導者、設置者、幼稚園長及び教諭ごとに別紙とする

5、報告期限は、昭和二七年二月二九日までとする。

幼稚園の設置基準に対する意見

提出者名() 認可権者設置者等の別()
都道府県名()

意見事項は、別紙(一)幼稚園の設置基準に盛るべき事項の各項目である。

事項	意見および考慮事項
----	-----------